在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年外務省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表アジアの項の次に次のように加える。

大洋州	
在オーストラリア日本国大使	オーストラリア連邦（在シドニー、在パース、在ブリスベン及び在メルボルンの各日本国総領事の管轄区域を除く。）
在シドニー日本国総領事	オーストラリア連邦（ニューサウス・ウエールズ州（ウエディン、カウラ、ヤング、グレーターヒューム、オーボリ、ジュニー、ワッガワッガ、タンバランバ、トゥーマット、アッパーラクラン、ゴーバンモウワーリー、ショールヘーバン、ユーロボダラ、ビガバレー、ボンバーラ、スノーウィリバー、クーマ・モナロ、ヤスバレー、パレラン、クータマンダラ、クィンビアンシティ、ガンダガイ、ブルワ及びハーディンの各郡の区域を除く。）、北部特別地域及びオーストラリアの属地の区域に限る。）フランス共和国領ニューカレドニア
在パース日本国総領事	オーストラリア連邦（西オーストラリア州の区域に限る。）
在ブリスベン日本国総領事	オーストラリア連邦（クインズランド州の区域に限る。）
在メルボルン日本国総領事	オーストラリア連邦（ビクトリア州、南オーストラリア州及びタスマニア州の区域に限る。）
在キリバス日本国大使	キリバス共和国
在クック日本国大使	クック諸島
在サモア日本国大使	サモア独立国
在ソロモン日本国大使	ソロモン諸島
在ツバル日本国大使	ツバル
在トンガ日本国大使	トンガ王国
在ナウル日本国大使	ナウル共和国
在ニュージーランド日本国大使	ニュージーランド（在オークランド日本国総領事の管轄区域を除く。）
在オークランド日本国総領事	ニュージーランド（北島のワイトモ、ルアペフ、タウポ、ワカタネ及びオポティキの各地区以北の地域に限る。）
在バヌアツ日本国大使	バヌアツ共和国
在パプアニューギニア日本国大使	パプアニューギニア独立国
在パラオ日本国大使	パラオ共和国
在フィジー日本国大使	フィジー諸島共和国 フランス共和国領ワリス・フテュナ諸島
在マーシャル日本国大使	マーシャル諸島共和国
在ミクロネシア日本国大使	ミクロネシア連邦

別表中南米の項中

在メキシコ日本国大使	メキシコ合衆国
在メキシコ日本国大使 在レオン日本国総領事	メキシコ合衆国（在レオン日本国総領事の管轄区域を除く。）

を

在メキシコ日本国大使	メキシコ合衆国
在メキシコ日本国大使 在レオン日本国総領事	メキシコ合衆国（アグアスカリエンテス州、グアナファト州、ケレタロ州、サカテカス州、サン・ルイス・ポトシ州及びハリスコ州の区域に限る。）

に改め、同表欧州の項中

在キルギス日本国大使	キルギス共和国
在グルジア日本国大使	グルジア
在クロアチア日本国大使	クロアチア共和国

を

在キルギス日本国大使	キルギス共和国
在クロアチア日本国大使	クロアチア共和国

に、

在サンマリノ日本国大使	サンマリノ共和国

を

在サンマリノ日本国大使	サンマリノ共和国
在ジョージア日本国大使	ジョージア

に、「在デュッセルドルフ、在フランクフルト及び在ミュンヘンの各日本国総領事の管轄区域を除く」を「ベルリン市、ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ザクセン州、ザクセン・アンハルト州及びテューリンゲン州の区域に限る」に、

在デュッセルドルフ日本国総領事	ドイツ連邦共和国（ノルトライン・ヴェストファーレン州の区域に限る。）

を

在デュッセルドルフ日本国総領事	ドイツ連邦共和国（ノルトライン・ヴェストファーレン州の区域に限る。）
在ハンブルク日本国総領事	ドイツ連邦共和国（ハンブルク市、ブレーメン市、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州及びニーダーザクセン州の区域に限る。）

に

改め、同表大洋州の項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この条において同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下この項において「送付等」という。）はそれぞれ同